平成２２年（フ）第１２８号
徳島市佐古二番町17番８号
債務者　川村　中恭
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０７号
徳島市西新浜町２丁目２番76号
債務者　楠平　廣子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜106番地、旧住所徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町140番地２
債務者　天野　純子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２９号
徳島県小松島市金磯町12番81号グレースソシア101号
債務者　海部　優文
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３０号
徳島県小松島市金磯町12番81号グレースソシア101号室
債務者　海部　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
徳島県鳴門市撫養町木津字東小沖829―７
債務者　増田　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４２号
徳島県吉野川市山川町北島16番地１　北島団地２号
債務者　原田　芳江
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３１号
宮崎市佐土原町下田島20757番地43　Mマンション13号、前住所宮崎市佐土原町下田島12133番地49
債務者　中村　　透
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２号
佐賀県唐津市町田５丁目５番36号
債務者　岩本　信長
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２７５号
兵庫県三田市友が丘１丁目10番地６
債務者　三田村厚子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８８号
神戸市灘区大石南町２丁目12番９号
債務者　八戸　博隆
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３６号
神戸市長田区若松町３丁目３番１―604号、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―3103号
債務者　松田由美子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６２号
神戸市東灘区北青木２丁目１番29号　203号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目２番21号山光文化206号
債務者　池田　博行
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８０号
神戸市東灘区魚崎南町８丁目10番４号104号
債務者　谷垣　圭介
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７００号
神戸市須磨区南落合３丁目９番115―404号
債務者　井上　光雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０１号
神戸市須磨区南落合３丁目９番115―404号
債務者　井上カヨ子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１９号
神戸市垂水区狩口台２丁目21番403号
債務者　大山昭子こと　崔　　昭子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部